

小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 3 5 号

小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年
小牧市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

大草年上坂地区 整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された 尾張都市計画大草年上坂地区計画の区域のうち、地区 整備計画が定められている区域
-------------------	--

別表第 2 に次のように加える。

大 草 年 上 坂 地 区 整 備 計 画 区 域	次に掲げる建 築物以外の建築 物 (1) 物流施設 （輸送、保管、 荷さばき、流 通加工（物資 の流通の過程 における簡易 な加工をい う。）その他の 物資の流通に 係る業務の用 に供する建築 物をいう。）。 ただし、法別 表第 2（る）項 第 2 号に規定 する建築物を 除く。 (2) (1) の建築 物に附属する	外壁等の 面から道水 路境界線及 び道水路境 界線以外の 敷地境界線 （隣地が当 該地区整備 計画区域内 である場合 の敷地境界 線を除く。） までの距離 は、4 メートル 以上であ ること。ただ し、管理事務 所、守衛所、 自転車等駐 車場その他 これらに類 する用途に	5, 0 0 0 平 方メートル	3 5 メートル	
---	--	---	---------------------	----------	--

		もの	供するもので、軒の高さが 9 メートル以下であり、かつ、壁面の位置の制限の距離に満たない部分の床面積の合計が 50 平方メートル以内である建築物又は建築物の部分の壁面は除く。		
--	--	----	---	--	--

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。